

褥瘡対策に関する指針

1. 基本的な考え方

褥瘡は体重で圧迫された皮膚の血流が悪くなったり滞ったりすることで、皮膚の一部が赤い色味をおびたり、ただれたり、傷ができる現象で、外力や、摩擦、栄養状態、体位変換の不足等、いくつかの要因が重なって引き起こされる。高齢者、低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態の方に褥瘡が発生するリスクが高いと言われている。

杉病院では、褥瘡対策の体制を確立し、褥瘡予防、早期発見、早期治癒に努め、職員一人ひとりがより最適な医療、看護、ケアを提供することを目的に本指針を定める。

2. 褥瘡対策に向けての基本方針

(1) 褥瘡対策に対する体制の整備

褥瘡発生の予防と早期発見・対応のため、褥瘡対策委員会を設置する

(2) 多職種協働による包括的支援

各職種の専門性を活かし、包括的な支援を行う

(3) 外部の専門家との連携

褥瘡予防等にかかる外部の専門家と適宜連携し、より質の高いケアを実践する

(4) 職員に対する教育・研修

褥瘡予防に対する知識の習得、情報の伝達等を目的として、研修会等を2回/年実施する

3. 褥瘡対策の体制

(1) 褥瘡対策委員会の設置

1) 褥瘡予防、早期発見・治癒に向けて、褥瘡対策委員会を設置し、1ヶ月毎に開催する。

委員会では以下の審議、調査・検討を行う

- 褥瘡の発生患者数、発生要因の分析
- 褥瘡と合併する感染等の予防対策の確立に関する事
- 褥瘡患者の情報収集とそれに対する対策に関する事
- 褥瘡予防に関する適切な情報収集や用具の検討
- 感染予防のためのマニュアル類の整備に関する事
- 褥瘡に対する教育に関する事
- その他 褥瘡予防に関する事

2) 委員会の委員長は医師とし、副委員長は地域包括ケア病棟及び療養病棟の看護師から1名ずつ選出する。

3) 委員会の構成メンバーは、医師・看護師・薬剤師・栄養士・セラピスト等褥瘡対策のため組織横断的に必要と認められた者とする。

4) 褥瘡対策に関する事で、取り扱う事項に関係が相互に深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある

5) 委員会の業務

- 褥瘡発生状況及び治療医に関する情報の共有
- 褥瘡事例の対応策の検討
- 患者の状態に応じて体圧分散マットレスや用具等が適切に選択、使用されているかの評価
- 褥瘡予防物品の管理
- 褥瘡対策に関する職員全体への指導・教育、研修会の実施
- 褥瘡対策のマニュアル等類の整備

委員会での検討内容及び結果等については、議事録を作成し保管する。議事録は、院内コミュニケーションツール（Slack）を使用し、職員への周知を行う

6) 委員会の審議の内容又はその結果を実行するために、褥瘡対策チームを褥瘡対策委員会内に設置する

①褥瘡対策チームのメンバーは、委員会の中から以下の職種で構成される

医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、セラピスト

②褥瘡対策チームの役割

- 褥瘡対策に関する診療計画書の実施、評価、発生高リスク患者の抽出
- リスクレベルに応じた看護計画の作成、実施、評価
- 回診、カンファレンスの1回/週の実施

(2) 職員を対象とした褥瘡対策に係る研修

- 1) 医療・ケアに携わる職員を対象に、褥瘡対策委員会（チーム）が、褥瘡対策のための研修を年2回実施する
- 2) その他、必要な教育・研修の実施及び実施内容の記録

4. その他

(1) 指針の閲覧

当院での褥瘡対策のための指針は、職員が閲覧可能とするほか、患者・家族が希望すれば、いつでも閲覧可能とする

(2) 指針等の見直し

本指針及び褥瘡対策に関するマニュアルは、委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正する

2024.4.4 作成
2024.12.12 改訂
2025.5.14 改訂